

広島市障害者差別解消推進条例 施行後の本市の取組状況

◎条例施行後の本市の現状（取組状況）①

【取組状況】

1 周知・啓発

(1) 市職員への意識啓発等

- ア eラーニング研修…庁内LANを活用した法や条例に関する研修
- イ 合同研修…本庁及び各区役所における職員研修
- ウ 疑似体験研修…車いすや白杖等による障害者の疑似体験研修
- エ 庁内連絡会議の開催
障害を理由とする差別の解消を全庁的に推進するため、各部局における取組の報告等を行う会議

(2) 市民・事業者への意識啓発

- ア 障害を理由とする差別の解消に向けたシンポジウムの開催
- イ ユニバーサルマナー研修の実施
障害者を含む様々な方と接する事業者が、必要な対応力を身に着けるための研修会

◎条例施行後の本市の現状（取組状況）②

【取組状況（続き）】

2 法や条例の実効性を確保するための取組

（1）相談体制の整備等

ア 相談窓口（広島市障害者110番）の周知啓発

リーフレットを改訂し、各区福祉事務所等に設置するとともに、関係機関（基幹相談支援センター、障害者団体等）に配付

イ 差別問題をより適切に相談につなぎ、解決するための取組

（ア）広島市障害者110番の機能強化

弁護士による法律相談の回数を増加（年14回⇒年18回）し、法的専門相談に対応する機能を強化した

（イ）ネットワーク強化

基幹相談支援センターの定例会議にて、説明会を実施し、障害者差別解消に向けた相談体制の周知等を行い、地域との連携強化を図った

◎条例施行後の本市の現状（取組状況）③

【取組状況（続き）】

2 法や条例の実効性を確保するための取組（続き）

（2）紛争の解決を図るための体制の整備

- ・広島市障害者差別解消調整審議会の設置(R2.10.1設置)【根拠:条例】

メンバー：常任委員5名（障害当事者、事業者代表者、学識経験者、
弁護士、社会福祉士）

臨時委員2名（事案ごとに同属性の障害者、同業界の事業者）

※設置後、紛争解決のための助言又はあっせんの申立ての実績はないが、年1回、常任委員のみの出席による審議会を開催し、本市における相談実績や他都市の申立て事例等の情報共有を行っている

- ・広島市障害者差別解消支援地域協議会の運営(H28.9.20設置)【根拠:法】

メンバー：31名（R2.11月 各障害種別の障害当事者委員4名を追加）

◎条例施行後の本市の現状（取組状況）④

3 法改正を見据えた取組

みんなのお店ひろしま宣言制度

障害者が安心してサービスを利用できるよう、積極的に環境整備等に取り組むことを宣言する事業者を募集

【宣言店の取組成果（定期報告書より抜粋）】

- ・車椅子の方の対応などスタッフ間で勉強会をするようになった
- ・店員間でより様々な障害への意識を持つようになった
- ・筆談ボードが設置されていることが認知され、身振り等で筆談ボードを希望される方が増えた
- ・「みんなのお店ひろしま」の掲示により、車いすの方の利用が以前よりも増えた
- ・状況に応じて、商品や金銭の手渡しをカウンター越しではなく、隣に行っておこなうようにしており、笑顔でお礼を言ってもらえることが多くなった

◎条例施行後の検討事項

- (1) 事業者による合理的配慮の法的義務化を見据えた施策の推進
 - ア 事業者への周知・啓発を進める施策のより一層の推進
 - みんなのお店ひろしま宣言制度（R5.1月末現在11店舗）
 - イ 差別解消や合理的配慮の提供に係る取組事例の収集等
 - 事業者等へのアンケート（R4.11月実施）
 - 障害当事者等との意見交換会（R5.1.11実施）
- (2) 差別相談に対応する体制の強化と人材の育成
 - ア 地域の相談対応力の向上
 - （現在の取組）広島市障害者110番事業の拡充
 - イ 事業者の相談に対応できる体制づくりの検討
 - 民間事業者が検索しやすい事例の公表手法や相談に応じる体制づくりが必要